平成２７年（フ）第１５３１号
さいたま市北区吉野町１丁目24番地３
債務者　伊丹　靖政
1　決定年月日時　平成28年１月22日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成28年３月17日まで
さいたま地方裁判所第３民事部破産係

平成２７年（フ）第５９０号
埼玉県草加市新栄２丁目１番地16
債務者　奥谷みゆき
1　決定年月日時　平成28年１月22日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成28年３月17日まで
さいたま地方裁判所越谷支部破産係

平成２７年（フ）第５９５号
埼玉県春日部市樋堀208番地７
債務者　福邉　直樹
1　決定年月日時　平成28年１月22日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成28年３月17日まで
さいたま地方裁判所越谷支部破産係

平成２７年（フ）第６１３号
埼玉県越谷市南越谷３丁目10番８号　サン・リーフⅡ203号、旧住所埼玉県越谷市元柳田町６番43号
債務者　清水　夏子
1　決定年月日時　平成28年１月22日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成28年３月17日まで
さいたま地方裁判所越谷支部破産係

平成２７年（フ）第２７６号
埼玉県行田市忍１丁目８番13号、住民票上の住所埼玉県行田市行田11番28号
債務者　横山　直俊
1　決定年月日時　平成28年１月22日午後４時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成28年３月17日まで
さいたま地方裁判所熊谷支部

平成２８年（フ）第７号
埼玉県深谷市上柴町西１丁目15番地１　市営上柴団地48―１―307
債務者　田代　松子
1　決定年月日時　平成28年１月22日午後４時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成28年３月17日まで
さいたま地方裁判所熊谷支部

平成２８年（フ）第１６号
埼玉県熊谷市石原３丁目９番地
債務者　新井　由美
1　決定年月日時　平成28年１月22日午後４時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成28年３月17日まで
さいたま地方裁判所熊谷支部

平成２７年（フ）第１６０号
新潟県小千谷市平沢１丁目４番20号　レオパレスクレール205号、前住所新潟県長岡市堀金２丁目９番17号
債務者　川野　優也
1　決定年月日時　平成28年１月25日午後１時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成28年３月17日まで
新潟地方裁判所長岡支部破産係

平成２７年（フ）第５０９４号
大阪府東大阪市東山町14―26、住民票上の住所北海道旭川市７条通15丁目72番地の20
債務者　堀川　顕市
1　決定年月日時　平成28年１月22日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成28年３月11日まで
5　免責審尋期日　平成28年３月22日午後１時30分
大阪地方裁判所第６民事部

平成２７年（フ）第３８５号
愛知県碧南市天王町６丁目56番地　メゾン碧新・天王３Ｆ－Ｂ、前住所福岡県北九州市小倉北区片野１丁目１番３―707号
債務者　伊藤昌昇こと　李　　大渉
1　決定年月日時　平成28年１月22日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成28年３月16日まで
5　免責審尋期日　平成28年３月１日午前11時30分
名古屋地方裁判所岡崎支部破産係

平成２７年（フ）第４０１号
愛知県岡崎市中町３丁目２番地31　第２開成館101、前住所愛知県岡崎市大平町字回り戸10番地
債務者　古賀　祐二
1　決定年月日時　平成28年１月22日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成28年３月16日まで
5　免責審尋期日　平成28年３月１日午後１時30分
名古屋地方裁判所岡崎支部破産係

平成２７年（フ）第２５４号
釧路市武佐４丁目26番22号
債務者　天沼　昂平
1　決定年月日時　平成28年１月22日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成28年３月17日まで
5　免責審尋期日　平成28年３月22日午前９時30分
釧路地方裁判所

平成２７年（フ）第１０２５号
東京都東大和市桜が丘１丁目1425番地の３531号
債務者　丸山　英彦
1　決定年月日時　平成28年１月22日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成28年３月17日まで
5　免責審尋期日　平成28年３月17日午後２時30分
東京地方裁判所立川支部民事第４部

平成２７年（フ）第２４６号
静岡県富士市今泉3731番地の17
債務者　入野　光俊
1　決定年月日時　平成28年１月25日午後１時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成28年３月22日まで
5　免責審尋期日　平成28年３月24日午前11時
静岡地方裁判所富士支部

平成２７年（フ）第２２００号
横浜市鶴見区矢向４丁目13番16号　矢的荘202号
債務者　小林　玉枝
1　決定年月日時　平成28年１月22日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成28年３月24日まで
5　免責審尋期日　平成28年３月25日午後４時
横浜地方裁判所第３民事部

平成２７年（フ）第２２１４号
横浜市保土ケ谷区法泉２丁目25番15―105号
債務者　板倉　春彦
1　決定年月日時　平成28年１月22日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成28年３月24日まで
5　免責審尋期日　平成28年３月25日午後４時
横浜地方裁判所第３民事部